

25文科生第12号  
平成25年3月29日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事  
附属専修学校を置く各国立大学法人学長 殿  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長  
合田 隆史



(印影印刷)

「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定について（通知）

専修学校の学校評価については、平成19年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により、自己評価の実施・結果の公表に関する義務及び学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務が課されたところです。

このたび、文部科学省では、専修学校における学校評価の促進のため、「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を策定しましたので、お知らせいたします。

ガイドラインの内容については、別紙資料のとおりですので、都道府県教育委員会にあっては専修学校を設置する市町村教育委員会又は所管の専修学校に対して、都道府県知事にあっては所轄の専修学校に対して、国立大学長にあっては、附属の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長にあっては設置する専修学校に対して、御周知願います。

なお、「専修学校における学校評価ガイドライン」の冊子につきましては、印刷の上、後日送付いたします。

<別紙資料>

- 「専修学校における学校評価ガイドライン」概要
- 「専修学校における学校評価ガイドライン」

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係  
TEL 03-5253-4111(内線：2939)  
FAX 03-6734-3715  
E-Mail syosensy@mext.go.jp